

＜令和3年度＞

岡山県宿泊施設等受入環境整備支援事業補助金

Q & A

※ 補助金申請には各種の手続きや制限があります。

※ 御不明の点などありましたら、お問い合わせください。

※ Q & Aは随時更新しますので、ご注意ください。

＜第3版＞

令和3年4月23日

岡 山 県

【改定履歴】

- 令和3年4月12日 第1版発行
- 令和3年4月13日 第2版発行
  - ・ 2 補助対象者について 問19修正、問20、問21削除
  - ・ 3 補助対象経費について 問19追記
- 令和3年4月23日 第3版発行
  - ・ 2 補助対象者について 問20、問21追記
  - ・ 3 補助対象経費について 問20～問24追記

## 1 申請手続きについて

(問1) 既に施設等を改修したが、交付決定前に実施した分は補助対象となりますか。

(答) ○ 交付決定以降に実施した事業が対象となりますので、交付決定前に契約・発注・実施した改修等は補助事業の対象になりません。

(問2) 各種提出書類はどこで入手できますか。

(答) ○ 各書類は以下のとおり入手可能です。

書類名称	入手場所
交付申請書（様式第1）及び別紙、誓約書、役員等名簿	財団HP上でダウンロード可能です。
チェックリスト	財団HP上でダウンロード可能です。
業者が押印した見積書の写し（2者以上）	自社で選定した見積依頼業者から入手してください。
カタログ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カタログが入手できる製品等については見積依頼業者等から入手してください。</li> <li>・自社の特注等でカタログ等が無い場合には、見積依頼をする際に自社が示した仕様書や図面等書類をご提出ください。</li> </ul>
履歴事項全部証明書の原本（商業登記簿謄本）（3か月以内のものに限る） 又は原本証明をした定款の写し	<p>&lt;履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）&gt; 最寄りの法務局に請求し、入手してください。</p> <p>&lt;定款の写し&gt; 自社に備え置かれた定款の写しを作成し、最終頁の余白に原本証明として、 「原本のとおり相違ありません。“日付” “名称（屋号）” “代表者役職” “代表者氏名”」を記載し、代表者印（会社の実印）を押印してください。</p>
青色申告書の写し又は開業届の写し	自社に備え置かれたものの写しをご提出ください。

書類名称	入手場所
県税に未納が無いことの証明（完納証明）又は徴収の猶予を受けている証明書の原本	最寄りの県民局から入手してください。 ※各市町村が発行する納税証明ではありませんのでご注意ください。 完納証明の請求方法は岡山県のHPでご確認いただけます。
不動産登記事項証明書の原本	最寄りの法務局に請求し、入手してください。
令和元年の月ごとの入込客数が証明できる書類	自社で作成・保管されている書類の写しをご提出ください。
その他	（書類に応じ、適宜ご用意ください。）

**（問3）申請に関する注意点を教えてください。**

- （答）○ 提出された書類は返却しませんので、必ず申請書類の控えを保管してください。
- 申請に関する各様式において押印が必要なものは、印鑑登録した実印を押印してください。
  - 申請書類の作成及び提出等、申請にかかる経費は申請企業の負担となります。
  - 申請書類の不備や内容に不明な点がある場合、メール及び電話等で確認をさせていただきます。その際、申請内容を説明できる申請企業の方が対応してください。
  - 申請書と添付書類がすべて揃い、内容に不備が無いことを確認した時点で、申請書の正式受領となります。
  - 選定の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合があります。
  - 選定の結果、交付決定されないことや、申請額から減額して交付決定することがあります。
  - 追加書類の提出期限を過ぎた場合や申請内容の確認にご回答頂けない場合等には、申請を辞退されたものとみなします。
  - 国、県、市町村、公的・民間団体から交付される他の補助金が充当されている設備等に要する経費に対して、この補助金を交付することはできません。不正受給等が認められた場合は、補助金の返還や不正内容の公表、更に厳しい処分が科されることがあります。他の補助金等の申請や請求、事業完了報告等を行っている場合は、速やかに事務局まで申し出てください。
  - 補助金の交付決定を行ったときは、事業者名等を公表する場合があります。
  - 補助金交付申請書の内容は、申請者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる部分を除き、公文書開示の対象となります。

**(問4) 補助金は申請すれば交付してもらえますか。**

- (答) ○ 提出された申請書をもとに審査会にて選定を行い、予算の範囲内で交付決定します。
- 選定の結果、採択されないことや、交付決定された場合であっても請求できる補助金額が減額となる場合があります。
  - 選定の経過・結果に関するお問い合わせには応じられませんので、ご承知おきください。

**(問5) 審査とはどのような観点で行うのですか。**

- (答) ○ 補助対象事業の選定における着眼点は次のとおりとし、選定委員会での選定を経て、予算の範囲内で補助事業を選定します。
- ① 新型コロナウイルス感染症の影響度
  - ② 事業内容（安全安心対策、新たな旅への提案）の必要性、妥当性
  - ③ 実現可能性及び効果
- なお、次の場合は申請内容の優劣に関係なく、不採択となることがあります。
- ① 必要書類が提出されていない場合
  - ② 必要な項目に未記入のものがある場合
  - ③ 様式第1・別紙1の「2 補助事業の内容」について、各項目間の内容に関連性が認められない場合

**(問6) 補助金の対象となる条件を満たしたうえで申請しても、補助金の交付決定がなされない場合がありますか。**

- (答) ○ 提出された申請書をもとに審査会にて選定を行い、予算の範囲内で交付決定をしますので、補助金の対象となる条件を満たした申請であっても、予算上の都合等により、補助金の交付決定がなされない場合があります。

**(問7) 補助金の対象となる事業は、いつまでに完了する必要がありますか。**

- (答) ○ 補助金の交付決定を受けたものについては、令和3年12月末までに事業を完了する必要があります（12月末までに、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きが完了する必要があります。）。
- 実施期間の延長はありません。12月末までに事業が完了しない、または、完了しないことが想定される場合は、事前にご相談ください。

**(問8) 見積書は1者のみでいいですか。**

- (答) ○ 本事業における発注先の選定にあたっては、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があり、2者以上から同一条件による見積をとることが必要です。

**(問9) 宿泊施設及び観光施設の改修に対する補助金の交付申請には、必ず図面が必要ですか。**

- (答) ○ 施設を改修する場合は、修箇所を明示した当該施設の配置図等が必要です。
- 既存の図面がない場合には、簡単な図面で結構ですので、各階の間取りや用途、面積が分かるように図面を作成し、提出してください。
  - 改修箇所の明示にあたっては、見積項目と突合できるよう、見積書の整理番号と見積項目を可能な限り図面上に記載してください。
  - 改修工事が広範囲に及ぶなど全ての見積項目を図面に記載することが難しい場合には、主な工事内容（工事費が高い項目や建築附属設備の入替）を記載してください。
  - 申請には改修前の写真等の添付が必要であるとともに、改修終了後には完成写真等の添付を求めます。
  - その他、上記書類のご提出後、取組内容をより把握できる書類等の追加提出をお願いする場合があります。

**(問10) 申請を辞退する場合どのような手続きが必要ですか。**

- (答) ○ 交付決定前であれば、申請辞退書（様式は任意）を提出してください。交付決定後の場合は、交付決定の通知を受けた日から15日以内に申請取下書（様式は任意）を提出してください。
- 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事前にご相談ください。

**(問11) 他の補助金を受けている場合も申請は可能ですか。**

- (答) ○ 他の国や自治体等の補助金を受給した（又は受給予定がある）改修等にかかる経費は、補助金の交付対象外となります。
- 対象経費が重複しておらず、別の改修等として明確に区別することができる場合に限り、重複していない部分についてのみ申請が可能となります。

## 2 補助対象者について

(問1) 中小企業者の定義は何ですか。

(答) ○ 定義は次のとおりです。(「中小企業者」の定義(中小企業支援法第2条第1項))

### 1 会社及び個人

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア行、情報処理サービス業、その他業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下

### 2 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

※ 上記に該当しない組合や財団法人(公益・一般)、社団法人(公益・一般)、医療法人、社会福祉法人及び法人格のない任意団体は補助対象となりません。

○以下に該当するみなし大企業は対象外となります。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

(問2) 補助対象者となる宿泊事業者には、どのような者が該当しますか。

(答) ○ 旅館業法第3条第1項に規定する旅館・ホテル営業の許可を受け、同法第2条第2項に規定する営業に係る県内宿泊施設を経営する者が該当します。

従って、簡易宿所営業及び下宿営業を経営する者は該当しません。

**(問3) 補助対象者となる観光事業者には、どのような者が該当しますか。**

(答) ○ 観光入込客統計に関する共通基準（平成21年12月国土交通省観光庁。以下同じ）に基づく、観光地点の要件を満たす施設（※）において、主に観光客を対象に事業を営む者が該当します。

ただし、国及び地方公共団体が設置した施設は除きます。

※ 観光地点の要件を満たす施設（ア～ウの全てを満たすこと）

ア 令和元年の観光入込客統計が年間1万人以上、若しくは令和元年の特定月の観光入込客数が5千人以上であること。

イ 非日常利用が多いと判断されること。具体的には月1回以上の頻度で訪問する人数の割合が半分未満であること。

ウ 観光入込客数が適切に把握できる地点であること。

**(問4) 観光地点の要件として「イ 非日常利用が多いと判断されること。具体的には月1回以上の頻度で訪問する人数の割合が半分未満であること。」とありますが、要件を満たしているかどうか、どのように判断すればよいですか。**

また、判断するにあたっての「根拠となる資料」の添付は不要ですか。

(答) ○ 従業員が定期的に駐車車両のナンバープレートで確認した結果による、店舗でのアンケート用紙にどこから訪れたか記載してもらった結果による、観光地エリアで実施した調査から類推した結果による等が、想定されます。

なお、お尋ねの要件の確認にあたっては、根拠となる資料の添付は不要です。

**(問5) 経営する土産物屋は年間5千人程度の来店者数ですが、土産物屋のある観光地エリア全体では令和元年に年間1万人以上の観光客が訪れています。補助対象者となりますか。**

(答) ○ 申請する事業者自体が「観光入込客統計に関する共通基準に基づく、観光地点の要件を満たす施設」である必要があるため、お尋ねの場合は補助対象者に該当しません。

**(問6) 市町村からの、観光入込客統計に関する共通基準に基づく観光入込客数調査に毎年回答しており、令和元年の観光入込客数は1万人以上でした。観光事業者に該当すると考えてよいですか。**

この場合も補助事業計画書の「6 共通基準が定める観光地点の要件を満たす施設」への記載や、根拠となる資料の添付が必要ですか。

(答) (前段) 他の2つの条件（問3 イ及びウを参照）も満たし、主に観光客を対象に事業を営んでいれば、観光事業者に該当します。

(後段) 申請の際は、計画書への記載及び根拠となる資料の添付が必要です。



**(問7) 補助対象者となる観光事業者は、観光入込客統計に関する共通基準に基づく観光入込客数調査に、年間1万人以上の観光客が訪れていると回答している事業者であれば該当するとのことですが、何らかの事情により回答していない(そもそも調査照会がない)場合、補助対象者に該当しませんか。**

(答) ○ 観光入込客統計に関する共通基準に基づく、観光地点の要件を満たす施設であることが関係書類等から客観的に認められる場合は、補助対象者に該当します。

**(問8) 観光入込客統計に関する共通基準に基づく、観光地点の要件を満たす施設であることを示す根拠となる資料には、どのようなものがありますか。**

(答) ○ 券売機の発行枚数のデータや、入場口でカウントしたデータ等が想定されます。  
その他、売上高を観光客一人あたりの平均単価で割った人数等も、根拠となる資料として考えられます。

**(問9) 令和元年の7月に観光施設を開業したため、令和元年の観光入込客統計が年間1万人以上という条件をクリアしていません。補助対象者となれませんか。**

また、令和元年は設備改修で休館したため観光入込客統計が年間1万人以上という条件をクリアしていませんが、前年まではクリアしている場合はどうですか。

(答) (前段) お尋ねのような特別の事情がある場合、令和元年7月以降の観光入込客数等を考慮のうえ、補助対象者となるかどうかの判断を行いますので、適宜ご相談ください。  
(後段) お尋ねのような特別の事情がある場合、令和元年より前の観光入込客数等を考慮のうえ、補助対象者となるかどうかの判断を行いますので、適宜ご相談ください。

**(問10) 常時使用する従業員とは、何を指しますか。**

(答) ○ 労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とします。  
会社役員や個人事業主は該当しません。  
○ これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。

**(問11) 個人事業主は補助対象事業者となりますか。**

(答) ○ 会社だけでなく、個人事業主も補助対象となります。ただし、岡山県内の税務署への開業届を提出している必要があります。

**(問12) 「大企業」及び「みなし大企業」(以下「大企業等」という。)は補助対象事業者となりますか。**

(答) ○ 大企業等は補助金の補助対象事業者にはなりません。

(問13) 「みなし大企業」への該当の判断に際し、出資状況等ほどの範囲まで確認すれば良いのですか。

(答) ○ 親子関係までを確認します。(孫企業までは及ばないものとします。)

(問14) 補助対象事業者について、地域や市町村などの限定はありますか。

(答) ○ 岡山県内に事業所があれば、地域や市町村での限定はなく、県下全域が対象となります。

(問15) 補助対象事業者となることができない場合の要件には、何がありますか。

(答) ○ 次の方は補助対象事業者にはなりませんので、ご注意ください。

- ・暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・県税に未納がある者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業およびこれに類する事業を行っている者

**【参考】補助対象事業者とならない「風俗営業事業者」の具体例**

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を行う場合。

- 風俗営業（第1項）  
（例）キャバレー、パチンコ店 等
- 性風俗関連特殊営業（第5項）  
（例）ラブホテル、アダルトショップ 等
- 接客業務受託営業およびこれに類する事業（第13項）  
（例）コンパニオン派遣業 等

(問16) 他の主な補助対象になる要件を、具体的に教えてください。

(答) ○ 主なものとして、以下の(1)(2)の両方の要件を備えていることが必要です。

(1) 事業所等が岡山県内にある中小企業者（県外本社の企業も可）であること

(2) 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、対前年同月（任意の3か月に令和3年1月から3月のいずれかの月が含まれる場合、当該月については、対前年又は前々年同月）の合計売上高と比較して10%以上減少していること

※ 上記に記載した月の売上高がわかるものが必要（確定申告書写し、売上台帳の写し等）です。

※ 任意の3か月は、連続する必要はありません。

**(問 17) 創業 1 年未満で売上高の比較ができない場合、どうすればよいですか。**

(答) ○ 令和 2 年 1 月から令和 3 年 4 月までのいずれか 1 か月の売上高が、その月を含む任意の 3 か月の平均売上高と比較して 10%以上減少している場合対象となります。

※ 例えば、3 月を 1 か月の売上高とする場合、3 月の売上高とその月を含む任意の 3 か月（1 月、2 月、3 月）の平均売上高を比較することになります。

※ 任意の 3 か月は連続する必要はありません。

**(問 18) 法人が使用する施設の所有者がその法人の代表者個人等となっている場合は、補助金申請できますか。**

(答) ○ 改修を行う施設について、補助金交付申請を行うことができるのは、原則所有者に限られるため、代表者個人が申請する必要があります。

○ この場合にも、賃貸借契約書や使用貸借契約書等により、代表者個人と当該法人との貸付関係が確認できる資料の提出が必要となります。

○ 代表者個人が申請するには、個人事業主として開業届を税務署に提出していることが条件となります。

**(問 19) 施設や設備等の所有者以外の者が改修等を行った場合、改修等を行った者が補助対象事業者となることができますか。**

(答) ○ 補助対象事業者は、原則所有者となります。このため、所有者以外の者が修繕等を行っても通常補助対象にはなりません。

○ この場合、中小企業者である等、他の条件を満たしている所有者が、書類等を揃えたうえで補助金交付申請を行うことは可能です。

○ ただし、所有者から施設等を賃借して営業しているもの（いわゆる店子）自らが改修等を行う必要性がある場合で、店子及び所有者ともに中小企業者であるときは、賃貸借契約書や所有者の同意書、その他関係書類等を添付することにより、補助対象者として認められる場合がありますので、適宜ご相談ください。

**(問 20) いわゆる観光地に店舗があるのですが、年間 1 万人の観光入込客数について、店舗には家族 4 名で訪れても買い物は 1 名だけとか、ギャラリーだけ見て買い物をせずに帰るといった人が多いです。**

こうした場合、観光入込客数の算定について、こうした点を考慮してもよいですか。

(答) ○ 観光事業者については、店舗が観光地にある、観光入込客数が把握しにくい業務形態である等も考慮しますので、適宜ご相談ください。

**(問 21) 本社は県外にありますが、岡山県内の宿泊施設の改修を検討しています。この場合は、対象事業者となりますか。**

(答) ○ 岡山県内の宿泊施設・観光施設の改修等に係る補助金ですので、岡山県内の施設の改修等を行う場合は、本社が県外であっても対象となります。

### 3 補助対象経費について

(問1) 補助対象事業の対象はどのような経費となりますか。

(答) ○ 以下に示す設置・改修工事が該当となります。

事業名	事業内容	補助対象経費
①宿泊施設受入 環境整備支援事業 ア 安全安心対策に資する取組	安全・安心に宿泊客を迎えるための施設改修及び設備改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密集・密接を回避するための部屋、宴会場、脱衣所などの改修工事</li> <li>・密閉を回避するための空調設備（高効率換気機能）の導入、エアコン（外気換気、空気清浄又は除菌機能があるものに限る）の設備工事</li> <li>・非接触型設備（自動ドア、タッチレス水栓等）の設備工事</li> </ul>
①宿泊施設受入 環境整備支援事業 イ 新たな旅の提案に資する取組	新たな旅を提案する施設改修及び設備改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク、ワーケーション、グランピング、レンタサイクル等のスペース改修工事</li> <li>・上記改修工事に付随した、インターネット環境（Wi-Fi 環境など）整備などの設備工事</li> </ul>
②観光施設受入 環境整備支援事業 ア 安全安心対策に資する取組	安全・安心に観光客を迎えるための施設改修及び設備改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密集・密接を回避するための室内などの改修工事</li> <li>・密閉を回避するための空調設備（高効率換気機能）の導入、エアコン（外気換気、空気清浄又は除菌機能があるものに限る）の設備工事</li> <li>・非接触型設備（自動ドア、タッチレス水栓など）の設備工事</li> </ul>

(問2) 安全安心対策に資する取組では、空調設備（高効率換気機能）の導入工事が補助対象ですが、「空調設備（高効率換気機能）」の定義を教えてください。

(答) ○ 空調設備（高効率換気機能）の定義は次のとおりです。（ア及びイの両方を満たす必要があります。）

ア 全熱交換機（導入にあたっては、必要換気量1人当たり毎時30 m<sup>3</sup>以上を確保すること）であること

イ 熱交換率40%以上であること

導入工事にあたっては、カタログ等で空調設備の機能をチェックし、補助対象機器であることを確認してください。

なお、非熱交換型換気扇やインバータ制御される送風機等は、補助対象外となります。

**(問3) 備品購入経費は対象外ですが、エアコン本体の購入経費は対象になりますか。対象になる場合、自分でエアコンを購入し、設置してもよいですか。**

(答) ○ エアコン（外気換気、空気清浄又は除菌機能があるものに限る。）の設備工事を補助対象としており、設備工事費の中にエアコン本体の購入経費を計上して差し支えありません。

ただし、設備工事を伴わない（又は自ら設備工事を行う）単なるエアコンの購入は、補助対象とはなりません。

**(問4) 工事費について、エアコン本体の購入と改修工事を別々の業者に発注し、実施してもよいですか。**

(答) ○ 別々の業者に発注することは、妨げません。なお、それぞれ見積書の写し（2者以上）が必要ですので、ご注意ください。

**(問5) 複数事業への重複申請をすることができますか。**

(答) ○ 1つの事業者につき、1事業についてのみ申請可能であり、複数事業への重複申請はできません。

**(問6) 新たな旅の提案に資する取組として、テレワーク用のスペース改修工事を実施する中で、エアコンを導入する場合、補助対象となりますか。補助対象となる場合、外気換気、空気清浄又は除菌機能が必要ですか。**

(答) ○ テレワーク用のスペース改修工事に付随して実施するものであり、導入の必要性が認められる場合は補助対象となります。この場合、エアコンの外気換気機能等は必須ではありません。

**(問7) 新たな旅の提案に資する取組として、テレワーク用のスペース改修工事を実施する中で、空気清浄機を設置する場合、補助対象となりますか。**

(答) ○ 空気清浄機等の備品購入経費は、補助対象とはなりません。空気清浄機の設置にあたり、コンセント設置工事等が発生するとしても、同様です。

**(問8) 密閉回避のためには、空気清浄機を購入し、設置することも効果があると思いますが、補助対象にならないのは何故ですか。**

(答) ○ 今回の補助制度は、施設改修工事や設備導入工事等を伴うものを対象としており、密閉回避等に資するものであっても、単なる備品購入のような、施設改修工事や設備導入工事等を伴わないものは対象となりません。

**(問9) 今回の補助制度では補助対象経費が限定的に列挙されていますが、補助対象経費として示されているものに該当しない場合、安全安心対策や新たな旅の提案に資する取組であったとしても補助対象にならないのですか。**

(答) ○ お見込みのとおりです。

例えば、安全安心対策に資する取組であっても、消毒液やマスク等の購入は、補助対象になりません。

**(問10) 1つの事業の申請で、複数の施設を改修することは可能ですか。**

(答) ○ 可能です。ただし、複数の施設を改修する場合、その合計額が補助対象経費となりますが、1事業者ごとの補助限度額が適用になります。

**(問11) 解体・撤去費用は補助対象となりますか。**

(答) ○ 宿泊施設及び観光施設の改修に付随する費用として、従前の施設の解体・撤去費用も補助対象となります。ただし、施設の改修等とは関係のない解体・撤去費用については補助対象外となります。

**(問12) リース物件の購入またはリース物件への改修等は、補助対象となりますか。**

(答) ○ 補助対象になりません。

**(問13) 土地などの不動産の購入費は、補助対象となりますか。**

(答) ○ 不動産の購入費は、補助対象とはなりません。

**(問14) パソコンやスマートフォンのような電子機器など汎用性の高いものは、補助対象となりますか。**

- (答) ○ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機、プロジェクターなど）の購入費は補助対象になりません。
- 資産計上されない消耗品・備品・什器は補助対象外です。
  - また、業務での使用が確認できなかった場合は、補助金交付後であっても補助金の返還を求めることになります。

**(問 15) 補助金交付申請時の消費税の取扱いは、どうなりますか。**

- (答) ○ この補助金では、事業の実施経費に関する消費税等分は、補助対象とはなりません。補助金交付申請は、消費税を含まない形で申請をお願いします。
- 全ての積算は、消費税等抜きの数字となりますので、見積額が内税の場合は、割り戻して、税抜き価格として積算ください。
- また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。
- ※ 補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。

**(問 16) 設計費用も補助対象となりますか。**

- (答) ○ 実際の建築工事等に必要設計費用は、補助対象となります。
- ただし、見積徴取のための経費や設計の前提となる耐震診断費用は補助対象外となります。

**(問 17) 消耗品は補助対象外となっていますが、改修工事や設備工事に必要な消耗品（釘、配線、コンセント等）は補助対象と考えてよいですか。**

- (答) ○ お見込みのとおりです。
- 補助対象外となる消耗品は、改修工事や設備工事と直接関係のないもの（消毒液、体温計、コピー用紙 等）を指します。

**(問 18) 中古設備等は対象になりますか。**

- (答) ○ 中古品の購入費は補助対象になりません。

**(問 19) 現金払いのものは対象になりますか。**

- (答) ○ 補助対象になりません。対象となるのは補助事業者名義の口座からの口座振込による支払いのみとなります。

**(問 20) 設備工事を伴うエアコンの導入は、補助対象となりますか。**

- (答) ○ 設備工事を伴うエアコン（外気換気、空気清浄又は除菌機能があるものに限る。）の導入は、補助対象です。

**(問 21) 設備工事を伴う部屋のカードキー（キーレスルームキー）の導入は、補助対象となりますか。**

- (答) ○ 非接触に資するものであれば、補助対象です。

(問 22) 元々タッチレス水栓を導入していますが、老朽化したためこの補助金を使って、タッチレス水栓を新しくしたいと思いますが、補助対象となりますか。

(答) ○ 本補助金では、元々導入していた設備機能を問いませんので、補助対象です。同様に自動ドアを新しくするなどの工事についても対象となります。

(問 23) 新たな旅の提案に資する取組で対象となる、テレワーク、ワーケーション、グランピング、レンタサイクル等のスペース改修工事のイメージを教えてください。

(答) ○ 次のようなスペースの改修工事が、補助対象となります。

○テレワーク

- ・テレワーク利用を見込み、大部屋を複数の小部屋に分割する工事を行う。
- ・既存の部屋の防音工事やWi-Fi環境整備、壁の塗り替え工事等を行う。

○ワーケーション

- ・長期間の利用を見込み、部屋にキッチン等を備える。
- ・家族利用を見込み、部屋に家族風呂を設ける。

○グランピング

- ・敷地内の空き地を整地し、排水溝等を設ける。
- ・見晴らしがよくなるよう、敷地内の樹木を伐採する。

○レンタサイクル

- ・敷地内に駐輪スペースを設ける。



<ワーケーション例>

オフィスを離れ、家族と余暇を楽しみながら、自然の中で仕事ができるように、宿泊施設の中で景色のよい空きスペースを改修し、仕事ができる環境を整える工事など。

※日よけ、机、いすなどの備品は本補助金の対象になりません。

<グランピング例>

テント設置用の敷板を整備すること、電気配線を整備することなど、快適にテントで過ごすことができるようにするための工事など。

※テント、テーブルなどの備品は本補助金の対象になりません。





(問 24) 外気換気、空気清浄又は除菌機能があるエアコンであれば、対象となるとありますが、除菌フィルターの取り付けは対象になりますか。また、天井設置型エアコン（天カセ）では除菌フィルターが付いたものがありますが、そちらは対象となりますか。

(答) ○ 天井設置型エアコン（天カセ）、家庭用エアコンどちらの場合でも、本補助金では、工事を伴うエアコンの設置が対象となりますので、除菌フィルター等を設置するだけの場合は対象となりません。

新たにエアコンを設置する際に、もともとのエアコンには、外気換気、空気清浄、除菌のいずれの機能もない場合であっても、除菌フィルター等をあわせて取り付けるのであれば、機能をもつエアコンの一式の工事として対象とすることができます。

## 4 変更交付申請について

(問1) 施設の改修を行う場合に補助金の交付申請時に予定していた工事の内容を変更することは可能ですか。

(答) ○ 工事業者との変更契約が必要な場合は、事前にご相談ください。

## 5 実績報告について

(問1) 精算額が増額となった場合は、補助金は増額となりますか。

- (答) ○ 交付決定額が補助金支払の上限額となりますので、精算額が増額となっても補助金額は増額とはなりません。
- なお、精算額が減額となった場合には、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。

(問2) 補助金を概算払いしてもらえませんか。

- (答) ○ 県から補助事業者（補助事業を行う者）への補助金の支払いは、全ての事業が完了し、補助金の全体額が確定した後の「精算払い」のみとなります。
- 補助事業者から発注業者等へ代金を支払った後に実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施にあたっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

## 6 補助金交付後について

(問1) 補助金を返還しなければならないことがありますか。

(答) ○ 以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助対象事業者に補助金が支給されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- ① 偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けたとき、または受けようとしたとき
- ② 交付金を他の用途に使用したとき、または使用しようとしたとき
- ③ 交付金の支給決定の内容またはこれに付した条件、その他法令等に違反したとき
- ④ 暴力団員等の該当者または関係者であることが判明したとき
- ⑤ その他の補助金等の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は要綱に基づく命令に違反したとき

### 【お問い合わせ先】

岡山県宿泊施設等受入環境整備支援補助金 事務局

岡山県産業振興財団 経営支援部 新型コロナウイルス特別対策室

電 話：086-286-9696

FAX：086-286-9627

E-mail：skhojo@optic.or.jp